

氏名(本籍) 藤井聰高 (岡山県)

学位の種類 教育学博士

学位記番号 博乙第394号

学位授与年月日 昭和62年7月31日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

審査研究科 心身障害学研究科

学位論文題目 「特殊学校就学義務」政策の研究
—ドイツ連邦共和国における問題構造とその性格—

主査 筑波大学教授 石部元雄

副査 筑波大学教授 教育学博士 天野正治

副査 筑波大学教授 教育学博士 成田十次郎

副査 筑波大学教授 瀬尾政雄

副査 筑波大学助教授 堀洋道

副査 筑波大学助教授 柳本雄次

論文の要旨

本論文は、ドイツ連邦共和国における「特殊学校就学義務」に関して、その展開過程をⅠ、今世紀初頭からナチス政権下まで、Ⅱ、第二次大戦後から1960年代前半まで、及びⅢ、1970年代以降の三段階に区分して、その構造と性格に論究したもので、そこで、確認しえた概要は、次のとおりである。

Ⅰ. 成立期における「特殊学校就学義務」政策では、特殊学校の公教育化が課題となる。ここでは普通義務教育制度の成立に伴って、その際、落ちこぼれた子供への対策が問題となる一方で、公教育制度の成立とは、必ずしも関係なく存立していた障害児のための施設・学校との対応が問題とされる。そして、その解明のためには、特殊学校の歴史的発展の歩み・特徴の把握と同時に、義務教育制度の把握が必要である、との考えから、著者は、障害児学校創設の経緯と普通学校就学義務の沿革を概観して、義務教育政策と特殊学校政策の合流点に、「特殊学校就学義務」の規定をとらえた。この「特殊学校就学義務」は、ナチス政権下の「ライヒ就学義務法」の一環をなす全国的な統一規定としてナチスの人種・人口政策により多大な影響を受けた。それは、世界最優秀の民族として、ゲルマン民族の更なる発展を意図して、民族の「純種」を推進したナチス政権が、内なる民族の中で、「生きるに値しない生命」の浄化・淘汰を実践するために、「特殊学校就学義務」にしたがって、特殊学校、特に補助学校に就学した児童生徒を「断種」「安楽死」「大量抹殺」の3段階

に選別する障害者対策をとったからである。そのため、補助学校は、ナチス人種衛生政策のいわゆる「貯水槽」とも呼称された。

又、「ライヒ就学義務法」のもう一つの問題点は、就学免除制度の樹立にあったために、特定の障害児の義務教育を成立させる一方で、他の障害児を切り捨てたことなども指摘した。

Ⅱ. 第二次世界大戦の敗北、東西ドイツへの分裂などを経て、ドイツ連邦共和国は、資本主義体制下における福祉国家を目指して発展を遂げた。その際、各ラントは、内容的には「ライヒ就学義務法」を継承して「特殊学校就学義務」政策の第2段階に入った。

この段階では、「特殊学校就学義務」規定実施のために、特殊学校・学級の新設、フォルクスシューレから補助学校への転・入学措置の促進、教育課程の整備、教員養成制度の確立などによって、「特殊学校」制度の量的拡大と整備に政策の重点がおかれた。他方では、憲法に保障されている基本的人権との関連で、法の前の平等原則、親権などが、「特殊学校就学義務」に基づく特殊学校への就学を強制する行政行為との整合性を問われるようになった。この制度に対する疑問は、しばしば、行政訴訟として提起され、これに関する訴訟の事由、訴訟の経過・判決などの検討を通じて、「特殊学校就学義務」の内蔵する基本的性格が、次の二つの側面から解明された。

まず、特殊学校就学を義務づける法的基盤と、これに基づく行政行為たる特殊学校就学指定にかかわる問題であるが、「連邦基本法」でいう人間の尊厳や人格の自由発達権と特殊学校就学指定との整合性は、連邦裁判所により、矛盾せずと判断され、むしろ特殊学校こそ子供の成長を助長するものであり、これを理解しない親こそ問題とされた。

続いて、「教育可能性なし」と判定されて既設の学校から除外される、就学免除児問題に焦点があてられ、そこでは、この国の「陶冶」と「訓育」の教育観が適用されて、前者の力なき者は学校教育の対象でなく、訓育の場所である家庭の責任とされた。そこで、親は、既設の学校利用権を求める一方で、新しい種類の学校の設置を求めて関係方面に陳情を繰り返すなどして、それを実現させた。

かようにして、第2段階の「特殊学校就学義務」対策は、特殊学校制度の量的拡大、障害児の就学確保、及び就学免除児のための新しい学校づくりに重点があった。

Ⅲ. 第2段階の諸施策により、制度上の安定を増した特殊学校制度は、1970年代を迎えて、インテグレーションの要求の高まりに伴って、新たな対応を迫られてきた。特別の学校・学級を指定することが、障害児の教育保障の手段と評価され、障害児教育の条件整備が、この教育の振興であるとされた従来政策が揺らいできたからである。

個々の障害児への適切な教育上、「特殊学校就学義務」とインテグレーション遂行の関係は、重要である、との立場から論究されている。その結果、この国で、インテグレーションは、教育界全体の改革動向と密接に結びついて展開しているが、特殊教育サイドでは、批判的雰囲気も強く、特殊学校制度の改革が急務との意見も多い、ことなどを明らかにしている。

審 査 の 要 旨

国及び地方公共団体は、義務教育制度の成立に際して、障害児に対して、その障害の部位・程度に応じ、特別の学校・学級に就学を義務づけ、又、就学を猶予・免除する施策を樹立してきた。本論文は、こうした、いわゆる特殊教育措置をめぐる問題構造をドイツ連邦共和国における「特殊学校就学義務」政策の成立・施行の過程において考察したものである。

障害児教育研究、特にドイツのそれは、一般の教育学研究に比べてなお日が浅く、ほとんど未開拓といってよい状況にある。しかし、本論文では、著者自ら渡独して研究資料を収集するなどして、豊富な資料に基づいて実証的かつ体系的な論究がされている。これは、本論文の第一の特色として高く評価される。

第二の特色は、本論文の第1段階でナチス政権下における「ライヒ就学義務法」と障害児教育の関連を探求して、当時の補助学校が、「遺伝病子孫防止法」(1933年制定)実施等のための推進機関とされていたことを明らかにした点である。従来、この点は臆測の域を出なかっただけに注目に値することである。

本論文の第2段階では、「特殊学校就学義務」政策実施のうち、基本的人権尊重との関連で特殊学校への就学強制に係わる問題の争点等を考察・整理して「特殊学校就学義務」の内蔵する基本的性格を詳細に解明している点も評価に値する。

本論文の第3段階では、「特殊学校就学義務」とインテグレーションとの関連に論究されているが、1970年代以降という時代のせいもあって、論究に不十分さがあることは否めない。

しかし、本論文では、「特殊学校就学義務」政策を基軸に、ナチス全体主義国家時代から今日のドイツ連邦共和国に至る特殊教育制度上の問題構造とその性格について、すぐれた水準でもって論究されていることと、その際、未開拓な研究分野について相当の妥当性をもつ内容を提示していることなどは特記に値することである。本論文は特に、外国の特殊教育制度研究の推進に資するところが大きいものとして評価される。

よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。